

減免対象団体 認定・登録のしおり

減免対象団体に認定されると、市の公の施設の使用料の減免を受けることができます。にかほ市における認定・登録制度は次のとおりです。

1. 制度の概要

市内には、地域振興、社会教育、生涯学習、スポーツ振興、まちづくりなどに関する活動を自主的に行っている団体*が数多くあります。様々な活動を通して、自己実現を図ったり、豊かな人間関係や地域の結びつきを高めたりする活動は、潤いと輝きに満ちた地域文化、スポーツ、福祉のまちづくりにつながる市民活動といえます。

それらの活動の促進を図るため、使用料の減額または免除の基準を定め、団体からの申請に基づき、市が認定した団体を「減免対象団体」として登録します。

※ 「団体」には、協会、グループ、サークル、クラブ等を含みます。

2. 団体の要件

(1) 活動種類

地域振興、社会教育、生涯学習、スポーツ振興、まちづくりなどに関する活動とは、それぞれの分野で、技術、技芸の習得や教養を高めたり、健康の保持増進を図ったり、生活の質の向上や、地域の活性化のために行われる次のような市民の活動です。

- 文化・芸術・芸能活動（合唱、合奏、演劇、絵画、手芸、書道、陶芸など）
- 健康・スポーツ振興活動（各種スポーツ、健康づくり、レクダンスなど）
- 学習活動（講演会、講習会、研修会、各種調査研究、歴史、文学など）
- ボランティア活動（環境保全、介護、保育、読み聞かせなど）
- 保健・医療・福祉の増進を図る活動
- まちづくり、地域おこしの推進を図る活動
- 青少年の健全育成を図る活動
- 人権擁護、平和運動の推進を図る活動
- 産業・経済の活性化を図る活動
- 国際理解、国際協力の推進を図る活動
- その他市が認める活動

(2) 活動要件

上記の活動を行なうことを目的とし、かつ、自主的な運営を行なう団体を対象とします。

自主的な運営を行なう団体とは、活動を行おうとする人たちが自発的に団体をつくり、目的、活動内容、運営組織、役員、予算などを会員同士で話し合っ活動を進めていくことです。

(3) 備えておくべき要件

- ① 構成員数が概ね5人以上であること（設立時など活動初期の団体にあつては3人以上可）
- ② 構成員の半数以上が市内に在住、在勤、又は在学者であること
- ③ 責任者として成人者を含んでいること
- ④ 活動目的等を会則、規則等で定めていること

- ⑤ 活動場所、事務所等が主として市内にあること
- ⑥ 一般市民の新規加入を受け付けていること。

(4) 認定対象外

次のいずれかに該当する行為をする団体は、認定・登録されません。

- ① 営利を目的とする活動
- ② 特定の政党その他政治団体の利害に関する活動
- ③ 公の選挙に関し特定の候補者を支持し、又はこれに反対する活動
- ④ 特定の宗教もしくは特定の宗派・教団を支持し、又はこれに反対する活動
- ⑤ 暴力団の活動を助長、又は利益を供与する活動
- ⑥ その他公序良俗に反する活動

3. 申請方法

(1) 必要書類 にかほ市公の施設使用料減額・免除団体登録申請書（様式第1号）

《添付書類（直近年度のもの）》

- ① 会則又は規約（※1）
- ② 役員名簿及び会員名簿（連合体の場合は構成団体名簿） ※任意様式可
- ③ 団体の事業又は活動に関する資料（※2）
- ④ その他参考となる資料

※1 決められた書式は特にありません。既に定めている規約等の写しを添付してください。また、規約等のない団体は、例を示しますので、それに従って作成してください。

※2 決められた書式は特にありません。各会員に団体の活動内容や会計報告等を報告する、又は報告した書類（総会資料等）を添付して下さい。

(2) 提出先 団体が主に使用する施設管理課等へ提出してください。 (申請書は施設管理課へ備え付けてあります。)

(3) 提出期限 2019年度分は、**3月20日**まで（その後も随時受け付けます。)

(4) 登録の有効期限 登録を許可した日から、当該年度の末日までとします。

- ・2019年3月20日までの受付分は、「2019年4月1日から2020年3月31日まで」
- ・2019年3月21日以降の受付分は、「登録許可日から2020年3月31日まで」

(5) その他

次の場合は、速やかに連絡をお願いします。

- ① 団体名、団体所在地、団体代表者及び連絡員の変更、また、規約等の改正があったとき
- ② 団体が解散もしくは消滅したとき

《連絡・お問合せ先》

主に使用する施設管理課、又は企画調整部 総合政策課 企画調整班（43-7509）にお問合せください。

申請にあたってのQ&A

Q1. 私たちのサークルは、毎月の練習会だけの活動なので総会などもなく、活動報告や会計報告などありません。それでも事業、又は活動に関する資料の提出が必要ですか。

A1. 普段の活動の内容をまとめたものを「事業報告」として提出してください。

特別な行事や大会等への参加だけでなく、定期的な練習会や学習などが「年間事業」となります。また、サークル運営のために開催した打合せや役員会などの話し合い、他の団体と合同で行った活動なども「事業報告」に含めて作成してください。

会計報告書は、団体活動を行う上で必要となる様々な経費を明らかにすることで、会費を算出しやすくなりますし、計画的、継続的な活動をするためにも予算を立てて活動することが大切です。

「事業報告書」と「会計報告書」は下記の例を参考に作成をお願いします。

例)「事業報告書」

〇〇スポーツクラブ 〇〇年度事業報告書

活動日	活動名	活動場所	参加人数	備考
4月3日	役員会	〇〇公民館	3人	総会の打合せ
4月16日	総会	〇〇センター	15人	事業・会計報告、活動打合せ等
(※定期練習 毎週月曜日 19:00~21:00 〇〇体育館)				
8月27日	〇〇大会	〇〇体育館	10人	市の大会
10月9日	〇〇大会	県立〇〇体育館	12人	全県大会
10月22日	奉仕活動	〇〇公園周辺	6人	市のクリーンアップに参加
				(以下省略)

※ 特に決められた様式はありません。直近年度の活動状況が分かるものであれば結構です。

例)「会計報告書」

〇〇スポーツクラブ 〇〇年度会計報告書

(収入)

項目	決算額(円)	摘要
会費	90,000	500円×15人×12月=90,000円
繰越金	11,200	前年度繰越金
計	101,200	

(支出)

項目	決算額(円)	摘要
大会参加費	40,000	〇〇大会 10,000円×2回、全県大会 10,000円×2回

※ 特に決められた様式はありません。直近年度の会計が分かるものであれば結構です。

Q 2. 私たちのサークルには規約（会則）がありません。会則の作り方、望ましい内容を教えてください。

A 2. 規約（会則）は、団体の基本的な取り決めであり、会員全員で話し合い決めていくものです。一部の人だけで決めたり、役員しか知らないということがないようにしましょう。

団体の活動は変化していくこともあり、状況によっては規約を見直し、改正することもあります。規約には次のような内容を入れることが望ましいでしょう。

項 目	内 容
①名称	団体を表現するのにふさわしい名称を付ける。
②事務所 (団体所在地)	代表者宅に置く場合が多いですが、連絡員宅におく場合もある。
③目的	団体の目的を明確にすることにより、会員が共通認識を持って活動できる。
④活動内容	団体の目的を実現するために活動する内容を、具体的に示す。
⑤会員及び入退会	会員は等しく権利と責任を持つ。開かれた市民活動団体は、目的に賛同する人なら誰でも入会できることが原則で、退会は会員の自由意志により決める。
⑥役員と役割	会長、副会長、会計、事務局などの役員を団体の活動に合わせて置き、役割、任期、選出の方法などを決める。
⑦経費・会計	活動にかかる経費は会員全員で負担し、会計を会員に報告する。
⑧会議	総会、役員会など団体運営に必要な会議を設け、年に一度は開催する。
⑨規約の改正	どのような方法で改正できるのかを明確にしておく。改正は、総会で会員の総意により行うのが望ましい。
⑩施行日	規約の取り決めを、実際に実行し始める日を明記する。

※ 特に決められた様式はありません。皆で知恵を出し合い、団体に相応しい規約を作り、活動を進めていきましょう。

〇〇〇〇会 規約（会則）

（名称）

第1条 この会の名称は、〇〇〇〇会という。

（事務所）

第2条 この会の事務所を、にかほ市〇〇字〇〇△番地に置く。

（目的）

第3条 この会は、各種のスポーツの実践を通して、いつまでも若々しく、心身ともに健やかな人生を楽しむとともに、会員相互の交流・親睦を図ることを目的とする。

（活動内容）

第4条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 健康体操、ソフトバレーボール、グラウンドゴルフなどのスポーツ活動
- (2) 他の団体との交流会の開催
- (3) その他この会の目的達成のために必要な活動

（会員及び入退会）

第5条 会員は、この会の目的に賛同する者とする。

- 2 会員の入会及び退会は、原則として文書により行うものとする。

（役員及び役割）

第6条 この会に次の役員を置く。

会長1名、副会長2名、会計（事務局）1名、監事1名

- 2 会長はこの会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。
- 4 会計は、この会の会計を総括する。
- 5 監事は、この会の会計及び事業の執行を監査する。

（経費及び会費）

第7条 この会の会計は、会員の会費、事業に伴う収入、補助金及び寄付金等をもって充てる。

- 2 会員の会費は、月額500円とし、毎月末までに会計に納めるものとする。

（会議）

第8条 この会の会議は、総会及び役員会とする。

- 2 総会は、年1回開催するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 3 役員会は、必要に応じて開催するものとする。

（規約の改正）

第9条 この規約は、総会において審議し、出席会員の過半数の決議をもって改正することができる。

附 則

この規約は、〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。